**覚　書**

（被害者）○○○○（以下「丙」という。）の相続人○○○○（以下「甲」という。）と（加害者）○○○○（以下「乙」という。）は、下記事故（以下「本件事故」という。）に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

記

令和○年○月○日午後○時○分頃、沖縄県○○村○○郡○○海岸沖○キロメートル付近の海中において、インストラクターである乙のスキューバダイビング教室を受講中の丙が溺死した。

以上

【事情】

本件事故によって丙に発生した治療費、死亡慰謝料、死亡逸失利益等の金額について、丙の相続人である甲と乙との間で合意できることとなったため、乙が甲に対して同金額を賠償する内容の示談をすることとなった。

第１条（示談金の支払い）

１　乙は、甲に対し、本件事故の示談金として、既払金のほか金○○円の支払義務があることを認める。

２　乙は、甲に対し、前項の金員を、令和○年○月○日限り、甲の指定する以下の振込口座に振り込む方法で支払う（振込手数料は乙負担）。

【振込口座】

○○銀行　○○支店　普通預金

口座番号　○○○○○○○　口座名義　○○○○

第２条（清算条項）

甲及び乙は、相手方に対するその余の請求をそれぞれ放棄し、本件事故につき、甲乙間に、本覚書に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本覚書締結の証として、本覚書２通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各１通を保有することとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　　　　　　　　　　㊞

乙　　　　　　　　　　　㊞